2　法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

3　法第十条の二の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第四項並びに法第八条第二項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

4　法第十条の二の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の二の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六の四までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第九項、第五条の五第八項、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項及び第五条の六の四第二項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

第十二条の三第三項中「第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「及び第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第四項中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三の三第一項」に、「までの規定」を「まで、第五条の六の二及び第五条の六の三の規定」に、「及び第五条の五第八項」を「、第五条の五第八項、第五条の六の二第六項及び第五条の六の三第五項」に改め、同条を第十二条の三の三とする。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十二条の三の二　法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める対象期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。

2　法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同項の個人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合　当該個人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二　法第十条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同項の個人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合　当該個人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3　法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第十条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

4　法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の三の二第一項ただし書に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び法第八条第二項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第十条の三の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五まで、第五条の六の二及び第五条の六の三の規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第九項、第五条の五第八項、第五条の六の二第六項及び第五条の六の三第五項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

第十二条の四中「第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」を「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項」に、「同条第二項」を「事業所得の金額の」とあるのは「事業所得の金額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用があり、かつ、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の二第四項第一号又は第三号に掲げる場合に該当するときは、不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額）の」と、同条第二項」に改め、「第十条の二の二第三項又は第四項の規定」の下に「、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定」を加え、「及び震災特例法第十条の三の二第